

## 東金市公告

### 委託契約等に係る受注希望型競争入札の実施に係る共通事項について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により委託契約等に係る受注希望型競争入札を次のとおり実施する。

平成20年4月1日

東金市長 志賀直温

#### 1 委託契約等に係る受注希望型競争入札の参加者に必要な資格に関する事項

委託契約等に係る受注希望型競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 東金市建設工事等入札参加業者資格者名簿に「入札公告で定める業種区分」で登録されていること。
- (2) 本店又は契約行為を委任した支店等が「入札公告で定める所在地内」にあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該契約に係る開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
  - ④ 当該契約に係る公告日から入札日までの期間内で、東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置、東金市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置又は営業停止処分（処分内容が当該委託業務に該当する場合に限る。）を受けている者
- (4) 上記に掲げるもののほか、発注する委託契約等ごとに行う入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

#### 2 入札公告

発注する委託契約等ごとに行う入札公告は、公告文書を東金市役所内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に掲示し、東金市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行う。

#### 3 入札説明及び設計図書等の縦覧

- (1) 発注する委託契約等の入札説明書は、入札公告と併せてホームページに掲載する。
- (2) 入札説明会は実施しない。

(3) 発注する委託契約等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める申込期間中、東金市役所総務部財政課（以下「財政課」という。）において縦覧に供する。

#### 4 入札参加手続等

(1) 委託契約等に係る受注希望型競争入札に参加を希望する者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、委託契約等に係る受注希望型競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を入札公告に定める申込期間内に財政課に提出し、入札参加資格に関する事前確認を受けなければならない。

(2) 申込書の様式は、ホームページに掲載する。

(3) 申込書の提出は持参によるものとする。ただし、入札公告において郵送による提出を認めている場合はこの限りでない。

(4) 申込期間を過ぎて提出された申込書はいかなる理由があっても受理しない。

(5) 事前確認において、資格要件（申込み時に事実が確認できるものに限る。）を満たしていることを確認したときは、発注する委託契約等に係る設計図書等を貸与する。

(6) 設計図書等の貸与を受けていない者は入札に参加できない。

(7) 資格要件のいずれかを満たさないことを確認したときは、入札参加資格が無い旨を当該申込者に通知する。当該通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

なお、設計図書等の貸与を受けた後、入札日までの間に資格要件のいずれかを満たさないことが明らかになった者がいるときも同様とする。この場合において、通知を受けた者は、速やかに設計図書等を返却しなければならない。

#### 5 設計図書等に対する質疑

(1) 設計図書等の貸与を受けた者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、入札説明書に記載した期限までに、あて先を東金市長とする質問書を当該委託契約等の所管課に提出すること。

(2) 質問書の提出があった場合は、入札説明書に記載する期日までに回答する。

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 7 入札の執行

(1) 入札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。

(2) 入札参加者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめる。

#### 8 内訳書の提出

(1) 入札参加者は、入札に際し、内訳書を提出しなければならない。提出しない者は、入札に参加できない。

(2) 内訳書は、項目、数量、単位、単価及び金額等の内訳及び合計金額が明示されたも

のでなければならない。

(3) 内訳書には、当該委託契約等の名称及び場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者又は受認者の職、氏名を記載し、押印しなければならない。

(4) 内訳書に不備があるときは、当該内訳書を提出した者の入札を無効とすることができる。

## 9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札約款を熟覧すること。

(2) 設計図書等の貸与を受けた後、都合により入札に参加できなくなった場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。なお、その際、貸与した設計図書等を併せて返却すること。

(3) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触する行為を行わないこと。なお、入札参加者が談合等を行っている又は行っていたとの情報を得た場合において、本市が談合を疑うに足りる事実が確認できると判断した場合は、入札を中止又は無効とし、若しくは契約後にあっては契約を解除することがある。また、その情報の信憑性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないときは、入札参加者から抽選によってその半数を選出し、入札を執行することができる。

## 10 入札の無効

入札参加者に必要な資格のない者のした入札並びに入札約款及び本公告等に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 11 落札候補者の決定

(1) 当該入札において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

(3) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者を決定する。なお、必要に応じて次順位候補者の順位を決めるためのくじ引きを行うことがある。

## 12 落札候補者の資格確認

(1) 落札候補者は、入札日を含めて3日以内（開庁日を含まない。）に委託契約等に係る受注希望型競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を財政課に提出しなければならない。

(2) 申請書の様式は、ホームページに掲載する。

(3) 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。

(4) 落札候補者又は申請書の提出を指示した次順位候補者から申請書の提出があったときは、当該候補者が入札参加資格を有する者又は有しない者であることを確認する。

(5) 当該候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、速やかにそ

の旨を当該候補者に通知するとともに、次順位候補者に申請書の提出を指示する。

- (6) 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

### 13 落札決定

- (1) 申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認したときは、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。
- (2) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続について指示する。

### 14 契約保証金

契約保証金は、免除する。

### 15 公告の廃止

平成18年9月26日付けで公告した「委託契約等に係る受注希望型競争入札の実施に係る共通事項について」は廃止する。

### 16 問い合わせ先

東金市役所 総務部 財政課 契約検査係 電話0475（50）1125